

茨城県土木部からのお知らせ

受注者の皆様へ

平成30年11月
茨城県土木部検査指導課

建設コンサルタント業等の働き方改革に向けた取り組みについて ～ウィークリースタンスを試行導入します～

建設コンサルタント業等における働き方改革への取り組みと、受発注者間の共通目標である計画的な業務遂行を図るため、ウィークリースタンス(※)を試行導入することといたしました。

受注者の皆様方におかれましては、本試行の趣旨をご理解のうえ、円滑かつ適正な業務の履行について、引き続きご協力のほど宜しくお願いいたします。

(※) ウィークリースタンス：受発注者間で定めた1週間のルール（スタンス）を目標とし、計画的に業務を履行することで、設計業務等の品質確保に繋げるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする取り組み。

記

1 開始時期

平成30年11月中旬から

2 対象とする業務委託

茨城県土木部が発注する以下の業務が対象となります。

- ・ 測量業務
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務
- ・ 地質調査業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務
- ・ 土地家屋調査業務
- ・ 不動産鑑定評価業務
- ・ 計量証明業務

3 試行内容

計画的な業務遂行を受発注者間の共通目標とした上で、不要不急の土日・深夜勤務等を抑制する等、ワーク・ライフ・バランスの取り組み推進を図るため、下記に努めるものとする。

共通事項

- ・ 原則業務時間外にかかる恐れのある打合せ開始時間を設定しない。
- ・ 依頼の期限日には十分な時間的余裕を設定する。
- ・ 受注者においても週末やノー残業デーに時間外業務をすることがないよう配慮する。

個別事項

- ・ 月曜日などの休日明けを業務依頼の期限日としない。
- ・ 受発注者ともノー残業デーに業務時間外の連絡をしない。
- ・ 受発注者ともノー残業デーの午後3時以降に時間外勤務となる恐れのある依頼をしない。

注意事項

- ・ 適正な工期設定をすること。
- ・ 急な資料要求等の無理な依頼は行わないこと。
- ・ 災害時等は本通知の適用外である。